

業者登録システムによる入札参加資格審査電子申請Q & A

【共通】

Q1	【共通】 本登録後に、入力内容・添付書類の誤りに気が付いた。訂正は可能か？
A	本登録後の入力内容の変更は行えませんので、十分に確認の上、本登録してください。もし、誤ってしまった場合は、契約検査課までご連絡ください。

Q2	【共通】 審査進行状況が「審査済」となっているが、これで入札参加有資格者名簿に登載されるということか？また、「審査済み証」は郵送されるのか？
A	審査進行状況が「審査済」であれば、登載期間始期日より、入札参加有資格者名簿に登載されます。また、電子申請の場合は、「審査済み証」は郵送いたしません。審査進行状況が「審査済」になると「審査済み証」を出力できるようになりますので、紙で保管したい場合は各自で印刷してください。

Q3	【共通】 商号又は名称(漢字)の、株式会社や有限会社等の入力について、株式会社は(株)、有限会社は(有)等の略称で入力したほうが良いのか？また、商号又は名称(フリガナ)の、株式会社や有限会社等について、「カブシキガイシャ」や「ユウゲンガイシャ」と入力したほうが良いのか？
A	株式会社は(株)、有限会社は(有)等の略称で入力してください。カッコも含め、全角で入力してください。また、フリガナについては、(株)、(有)等の部分は入力不要です。

Q4	【共通】 資本金の金額は何を参照して入力すれば良いのか？
A	資本金は、登記事項証明書に記載されている資本金の額を転記してください。

Q5	【共通】 証明書類の発行日はいつであれば良いのか？
A	証明書類は受付日以前3か月以内のものを提出してください。3か月以上経っている場合、再提出が必要となります。

Q6	【共通】 提出書類は白黒印刷で良いのか？
A	印鑑証明書、委任状、使用印鑑届など印影を確認する書類については、カラーで読み取った鮮明なものを提出してください。

業者登録システムによる入札参加資格審査電子申請Q & A

Q7	【共通】 都道府県税の納税証明書が「未納・滞納がないことの証明書」となっているが、税額入りの納税証明書では代用できないのか？
A	「未納・滞納がないことの証明書」により、全税目において(過年度も含めて)引き続き未納がないことを確認いたしますので、税額入りの納税証明書では代用できません。 なお、「未納がないことの証明書」には、「未納の税額はありませぬ」等の文言が記載されており、事業年度や納税額等の記載はありません。 なお、東京都は、「未納・滞納がないことの証明書」の様式が無いため、税額入りの納税証明書(決算が終了し、税額が確定した直近の事業年度分の納税証明書)で構いません。ただし、その場合、 法人住民税及び法人事業税 の2つの税目についての証明が必要です。

Q8	【共通】 都道府県税の納税証明書は、茨城県税の「未納・滞納がないことの証明書」を提出すれば良いのか？
A	本店所在地の都道府県 における、都道府県税の「未納・滞納がないことの証明書」を御提出ください。 (例: 東京都→東京都税、大阪府→大阪府税) ※本店所在地が茨城県外の場合は、委任先や営業所が茨城県内であっても、茨城県税の納税証明書の提出は不要です。

Q9	【共通】 提出書類の日付記入欄は、いつ時点の日付を記入すれば良いのか？
A	書類を作成した日付 を記入してください。なお、空欄の場合は、再提出が必要となります。

Q10	【共通】 市内本店の場合でも、委任をすることができるか？
A	市内本店の場合は、委任することはできません。つくば市外に本店を有している場合、委任することが可能です。

Q11	【共通】 営業所一覧表に記載のない営業所でも、営業所登録することができるか？
A	営業所一覧表に記載のない営業所は登録できません。営業所一覧表をもとに、営業所登録する事業所の所在地等を確認しますので、営業所登録を希望される場合は、必ず記載してください。

業者登録システムによる入札参加資格審査電子申請Q & A

【建設工事】

Q12	【建設工事】 建設業法上に規定する営業所以外の営業所でも、委任先として登録することができるか？
A	委任先は、建設業法上に規定する営業所以外は登録できません。 なお、システムの入力にあたっては、「該当」・「非該当」の選択ミスが多々見受けられますので、ご注意ください。

Q13	【建設工事等】 「自己資本額」や「営業年数」、「審査基準日」は何を参照して入力すれば良いのか？
A	「自己資本額」や「営業年数」、「審査基準日」は、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の内容を転記してください。

Q14	【建設工事】 業種の入力について、希望の工種だけ入力すれば良いのか？
A	建設業許可を有しているものについて、すべて入力してください。建設業許可を有し、経営事項審査を受審していない工種については、該当工種の許可区分及び業種のみ入力してください。

Q15	【建設工事】 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の入力欄について、どの項目を入力すれば良いのか？
A	「許可区分」、「業種」、「総合評定値(P)」、「完成工事高」、「技術職員数」を経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書のとおりに入力してください。なお、「評点(X _i)」、「 元請 完成工事高」の値を誤って入力してしまう事例が多いので、ご注意ください。

業者登録システムによる入札参加資格審査電子申請Q & A

Q16	【建設工事】 完成工事高の実績がない業種についても入力するのか？
A	入力の対象になります。「0(ゼロ)」のご入力をお願いします。「許可区分」、「業種」、「総合評定値(P)」、「技術職員数」を入力してください。
Q17	【建設工事】 工事経歴書は、希望の工種に関するものだけ提出すれば良いのか？
A	許可を受けている工種についてはすべて提出してください。なお、工種毎に別葉で提出してください。また、実績がない場合においても、「該当なし」でご提出ください。
Q18	【建設工事】 完了票による申請を希望する場合は、どうすれば良いのか？
A	「完了票による申請」欄を「希望」としてください。有効期間内の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書がある場合は、完了票による申請の欄は空欄としてください。

業者登録システムによる入札参加資格審査電子申請Q & A

【測量・建設コンサルタント】

Q19	【測量・建設コンサルタント】 建設コンサルタント登録部門、補償関係コンサルタント登録部門の登録については、希望する部門をチェックすれば良いのか？
A	国土交通省が所管する登録制度に登録されている部門をチェックしてください。

Q20	【測量・建設コンサルタント】 雇用保険、健康保険、厚生年金保険加入について提出する書類を教えてください。
A	<p>加入義務の有無によって提出書類が異なります。</p> <p>①加入義務がある場合 次の書類を提出してください。</p> <p>(1)雇用保険の加入状況を確認する書類 次のうちいずれか1つの書類が必要となります。 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え(事業主控)の写し及びこれにより申告した保険料の納入に係る直近の領収済通知書の写し ・申請時点で納期が到来した保険料の領収証書の写し 等</p> <p>(2)健康保険及び厚生年金保険の加入状況を確認する書類 次のうちいずれか1つの書類が必要となります。 ・健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(年金事務所にて受付印押印のもの) ・健康保険及び厚生年金保険の保険料納入にかかる直近の「領収証書」の写し 等</p> <p>②加入義務がない場合 社会保険等の加入義務がないことの届出書(様式11)を作成し提出してください。</p> <p>なお①及び②について、経営事項審査結果通知書により確認できる場合は、その写しの提出でも可とします。</p> <p>※それぞれの保険に対し、加入状況を確認しています。いずれかの保険に関する書類が不足し、書類の再提出をお願いする事例が多くなっていますので、よく確認の上、提出してください。</p> <p>※書類の添付にあたり、<u>通知書の宛先が添付されていない場合があります</u>。ハガキ等による通知の場合、宛先面も忘れずに添付してください。</p>

Q21	【測量・建設コンサルタント】 実績はあるが、各登録制度に登録していない業種がある場合、どうすれば良いか？
A	土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントについては、「その他」を選択し、売上高を入力してください。

業者登録システムによる入札参加資格審査電子申請Q & A

【物品納入・役務の提供・印刷請負等】

22	【物品納入・役務の提供・印刷請負等】 主たる営業内容（品目）、有する免許・資格等の欄はどのように記入すればよいのか？
A	<p>希望する業種に関して、300文字以内で簡潔（名称や箇条書き等）に記入してください。「651 その他の物品」又は「809 その他の役務」を選択した場合は、必ずその具体的内容について、箇条書きで簡潔に記入してください。</p> <p>また、業務を行うにあたり、必須となる許可や登録等以外で、会社（個人事業者）及び従業員が有する免許・資格等※があれば、その名称を記入してください。</p> <p>※(例)コンピュータ・情報処理業務…プライバシーマーク 植栽剪定・除草…造園施工管理技士 等</p>